

令和6年2月7日 議会運営委員会（未定稿）

午後5時07分開会

○小野委員長 議会運営委員会を開会いたします。

欠席届が出ております。永田委員が入院・加療のため欠席です。

1、官製談合事件に関する現在までの対応経緯についてです。

○坂田副区長 それでは、今回の官製談合事件に関する区の対応につきまして、情報の共有をさせていただきたいと思います。

すでに2月2日に議会運営委員会においてお示ししたとおりの内容から少し、その後の経過につきましても付加をさせていただいてご説明をさせていただきます。

1月30日の全員協議会の場で、区長からお知らせをしたとおり、区は今回の事態を重く受け止めまして、その再発防止に向けた調査、これらを迅速かつ着実に取り組むため、庁内に再発防止対策の検討委員会を設置いたしました。本日、第1回目の委員会を開催する予定でございます。

また、外部の専門家からなる再発防止対策の有識者会議につきましては、現在3名の方に内諾をいただいております。明日の開催に向けて準備を進めておるところでございます。

今後は、捜査への全面的な協力を第一にしながら、区といたしましても再発防止対策に徹底して取り組み、区民の皆様の信頼回復に向けて全力で努めてまいります。

なお、再発防止対策につきましては、執行機関と区議会が連携、協力をして取り組んでいく必要があるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、補足につきまして、政策経営部長のほうから説明いたします。

○古田政策経営部長 お手元の資料、2月7日付の資料でございます。

こちらの資料につきましては、表面につきましては2月2日にすでに出ている資料についてでございます。裏面のところで、今副区長からも少しお話がございましたが、2月2日から6日までの間の準備対応の件と、本日2月7日の状況をお示ししてございます。

なお、表面に戻っていただきまして、29日のところで、庁内の対策検討委員会の、検討課題のところですね、調整中となっておりますが、この③のところ「議員等」というところがございますが、この前に「職員の」というところが欠けておりましたので、こちらにつきましては補足させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○小野委員長 はい、今ご説明いただきました。

これについてはよろしいでしょうか。

○小枝委員 二点申し上げます。

再発防止という副区長からのお話がありましたけれども、どうしたら再発防止となるかという前提には、真相究明と、事実を検証するということが本当に重要なことです。この言葉がなかったということと、ある意味、自分で自分のことを調査できないという部分もあって、他の自治体でもその人選、あり方について非常にうまくいかなかった……うまくいかなかったというのは、前橋市のような事例もあって、調査をしたけれども、そのトップに立つ人が実は関わっていたという、そうしたことが、今私たちのほうには、警視庁が区役所に家宅捜索に入ったというだけで、どこにどう入ったということについては、何も情報がありません。捜査情報なので伝えることができないということをおっしゃるので、そこは一旦受け止めます。受け止めますけれども、行政は持っているわけですね、すべての情報を持っている。そこは、どういうふうなものが捜査対象になっているか

ということを持っているわけですから、そうしたことと、調査体制があとで説明がつかないようになって困るので、そこはしっかりとした人選でやっていただきたいということが一点。

この時間なのでまとめて申し上げます。それからもう一点が、3人の方から内諾いただいているという第三者組織のほうなんですけれども、これは中身を調査していけば、先ほど言った真相究明や事実検証ということになれば、行政にとって痛い、苦しいことも出てくるということも、なければいいけれども、あるのになかったことにすると、また同じことが起きるといことになりますので、そこの人選については、今日すぐに答弁は求めませんが、区民目線で作る必要がある。区民目線でどういうふうにつくれるかということ、そこは、誰が見ても「ああ、この人が入っている会議であれば、区民の目線に立った、しっかりとした調査を緩みなくやってくれるだろう」と言われるような人選を、二元代表ということで……今二元代表が揺るぎ、不当な関係にあったということが出ているわけなんですけれども、基本的には二元代表ということで、こちらの区議会のほうから、1人なり2人、こうした人を入れれば、しっかりとした調査が行われるんじゃないかという、そういうふうなこともぜひ検討に入れていただきたい。行政の内部だけで人を決めるということは避けていただきたい。スタートするのであれば、事後的でもそういった住民目線の、第三者、本当に行政の中だけで完結しないでいただきたいということ、以上二点申し上げます。

○小野委員長 はい、ご意見ありがとうございます。

○古田政策経営部長 ご意見としては、しっかりと受け止めさせていただきます。

まず、内部の検討委員会につきましては、これも検討する内容に応じて追加もできるような形をとっておりますので、こちらについても検討が進むにあたって、必要な人員を補充することも想定した柔軟性を持たせております。

有識者の方につきましては、第三者機関たるという人選をしたというふうに思っておりますけれども、こちらについても、いずれにしろどうするかということにつきましては、明日以降共有させていただきますので、その中でまたご意見があれば承りたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○牛尾委員 私もシンプルに二点。

まず、この検討委員会については、なぜこのような事件が起こったのか、調査をしていくという委員会。で、その次の有識者を集めた会議というのは、再発防止をどうしていくのかご意見をもらおうと、そういった会議体ということでよろしいのか。それが一点目。二つ目に、やはりこの問題は議員の側から働きかけがあったということが第一原因であって、議会の問題と。で、区役所の中の問題と、双方で対策をとっていく必要があると。この問題はやっぱり情報共有をしていく必要があると思うんですよね。だから、対策検討会の内容、あとは有識者会議で話された内容というのは、議会側と情報共有していくのかどうか。そこだけ確認したいんですけど。

○古田政策経営部長 検討委員会の検討内容というのは、まさにご指摘いただいたように、現状の把握があり、原因究明があり、そのうえでの再発防止というところをご理解いただけると。もともとそういうふうに先日の全員協議会でも区長が申し上げたかと思しますので、そういうつもりであります。そうであればこそ、内部の検討内容が適正なものなのかどうなのか、そういうチェックとしての有識者会議という側面もございます。もちろん有

識者会議固有のご意見とかということも当然であろうかと思えます。そうしたこともしっかりと伺って行って、再発防止の視点というのを多様な視点という形にしていきたいと、そういう趣旨でございます。そうした区の内部であるとか、有識者のご意見などもしっかりと議会の皆様と共有させていただいて、歩調を合わせてしっかりと両方で再発防止対策を構築していきたいという思いでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○小野委員長 はい。ほかよろしいでしょうか。

○白川委員 これはもうお願いなんですけれども、こういった事件が起こる背景って、やっぱり多選ですね。ずっと同じポジションで議員になっているという部分がかかなり大きいのだろうと思うので、やっぱり人の入れ替えを促進するにはどうしたらいいかと。今の選挙法がかかなり、やっぱり新人に不利になっているというのが、私が1回ちょっと立候補してよくわかりましたので、このあたりをぜひ改善して、究極的にはサラリーマンでも議員になれるようにすれば、どんどん新しい血が入って、優秀なまともな議員が増えるというふうに思いますので、その辺も考慮に入れて、今回の委員会は検討していただければと思います。

○小野委員長 はい。（発言する者あり）

答えられますか、これ。（発言する者多数あり）はい、これ、ご意見として頂戴いたします。

いずれにしても、今後情報共有をしていきながら取り組んでいくということになっておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは次に進みたいと思います。

2、第1回定例会について。（1）提出予定案件について。

坂田副区長から説明を受けます。

○坂田副区長 それでは、令和6年2月14日付で令和6年第1回区議会定例会に提出させていただく予定の案件につきまして、概略をご説明申し上げます。

今回は、予算5件、条例10件、契約1件、財産の取得1件、規約1件及び報告1件となっております。

最初に、予算案件5件でございます。

まず、令和5年度一般会計補正予算第5号でございます。

補正前の額、759億611万6千円に、63億1,752万6千円の予算額を追加させていただきます。内容は、国・都補助金等過年度分精算金、錦華公園の整備及び基金積立金等の追加でございます。この結果、補正後の一般会計予算額は、822億2,364万2千円となっております。

また、千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金、戸籍事務費、バリアフリー歩行空間の整備、公園・児童遊園の整備等につきまして繰越明許費を定めてございます。

続いて、債務負担行為の補正といたしまして、自転車通行環境整備に係る令和6年度までの限度額、3億4千万円の債務負担行為を追加いたします。

次に、新年度予算4件でございます。

まず、令和6年度一般会計予算でございます。総額は、695億7,561万6千円で、前年度当初予算に比べまして、マイナスの7.3%、54億6,763万6千円の減額となっております。

## 令和6年2月7日 議会運営委員会（未定稿）

次に、令和6年度国民健康保険事業会計予算でございます。総額は、71億8,991万5千円で、前年度当初予算に比べまして、12.5%、7億9,936万7千円の増額となっております。

次に、令和6年度介護保険特別会計予算でございます。総額は、51億4,071万4千円で、前年度当初予算に比べまして、4.5%、2億1,989万5千円の増額となっております。

次に、令和6年度後期高齢者医療特別会計予算でございます。総額は、23億509万6千円で、前年度当初予算に比べまして、7.6%、1億6,367万4千円の増額となっております。

次に、条例案件10件でございます。

はじめに、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正等に伴い、児童育成手当の支給事務及び医療費の助成に関する事務等を区が個人番号を利用して行う独自利用事務として規定するとともに、当該事務に利用する特定個人情報を定めるほか、規定を整備するものでございます。独自利用事務及び当該事務に利用する特定個人情報の追加につきましては公布の日から、その他の改正につきましては、マイナンバー法の一部改正法施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行いたします。

次に、子ども・子育て支援事業基金条例の一部改正でございます。本区の地域特性を活かした総合的な子ども・子育て支援策を充実させるとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施していくための財源を担保することを目的といたしまして、子ども・子育て支援事業基金の用途を拡大するものでございます。公布の日から施行いたします。

次に、手数料条例の一部改正でございます。戸籍法の一部改正により、本籍地の区市町村以外の区市町村においても戸籍証明書の請求等が可能となることに伴い、当該事務に関する手数料を新たに定めるほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び関係する政省令の名称が改正されたことに伴い、条例中に引用する法律等の名称を改めるものでございます。戸籍証明書等に関する手数料につきましては本年3月1日から、法律等の名称の改正につきましては、本年4月1日から施行いたします。

次に、保育施設等運営基準条例の一部改正でございます。内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、施設の運営規程の概要及び職員の勤務体制等の施設に関する重要事項について、書面による掲示に加え、ウェブサイトを利用して周知するよう定めるとともに、書面等の交付又は提出に代えて利用することができる電磁的記録媒体に関する規定を整備するものでございます。ウェブサイトを利用した周知につきましては本年4月1日から、電磁的記録媒体に関する規定の整備につきましては公布の日から施行いたします。

次に、国民健康保険条例の一部改正でございます。国民健康保険事業の安定的運営のため、保険料率、賦課割合及び賦課限度額を改定するとともに、保険料均等割額の減額措置の規定を改めるほか、退職者医療制度の廃止に伴い規定を整備するものでございます。本年4月1日から施行いたします。

令和6年2月7日 議会運営委員会（未定稿）

次に、介護保険条例の一部改正でございます。第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの3年間における第1号被保険者の所得区分の段階を見直し、各段階の介護保険料を定めるほか、規定を整備するものでございます。本年4月1日から施行いたします。

次に、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正でございます。厚生労働省令「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業所に置くべき管理者及び専門知識を有する職員に関する規定を改め、事業者がサービスの提供に際し要した交通費を受領できるようにするとともに、事業所の運営規程の概要及び職員の勤務体制等の事業所に関する重要事項について、書面による掲示に加え、ウェブサイトを利用して周知するよう定めるほか、規定を整備するものでございます。本年4月1日から施行いたします。

次に、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正でございます。厚生省令「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、居宅介護支援員一人当たりが担当できる利用者数を増やし、虐待防止の推進及びテレビ電話等の活用による面接の簡素化について規定するとともに、事業所の運営規程の概要及び職員の勤務体制等の事業所に関する重要事項について、書面による掲示に加え、ウェブサイトを利用して周知することについて定めるほか、書面等の交付又は提出に代えて利用することができる電磁的記録媒体に関する規定等を整備するものでございます。電磁的記録媒体に関する規定の整備につきましては公布の日から、その他の改正につきましては本年4月1日から施行いたします。

次に、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正でございます。

東京都市計画 外神田一丁目南部地区地区計画及び九段南一丁目地区地区計画の決定、並びに富士見二丁目北部地区地区計画の変更の決定に伴い、建築基準法第68条の2の規定に基づき、当該地区計画が定める地区整備計画の区域内における建築物の用途、容積率等の制限その他の建築制限に関する事項について定めるものでございます。公布の日から施行いたします。

次に、区立学校施設使用条例の一部改正でございます。お茶の水小学校の改築整備に伴い、使用できる学校施設の範囲及び使用料を定めるほか、規定を整備するものでございます。本年7月1日から施行いたします。

次に、契約案件、（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約についてでございます。（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事施行等のため請負契約を締結するもので、随意契約により、契約金額は、40億2,050万円、契約の相手方は、スターグループとなっております。令和5年度、一般会計、保健福祉費及び令和6年度から令和8年度までの債務負担行為として、予算のご議決をいただいているものでございます。

次に、財産（建物）の取得についてでございます。老朽化し、耐震性に問題のある旧区立外神田住宅の解体に向けて、当該住宅の1階及び2階の区分所有部分を取得するものでございます。取得対象となる区分所有部分は1件で、取得価格は、4,976万6,000円となっております。

令和6年2月7日 議会運営委員会（未定稿）

次に、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございます。令和6年度及び令和7年度の後期高齢者医療の保険料軽減のため、一定の経費につきまして関係区市町村の一般財源からの負担を求めるものであり、規約変更に当たりまして地方自治法の規定に基づき議会の議決に付すものでございます。本年4月1日から施行いたします。

次に、報告案件、お茶の水橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件についてでございます。オリンピック開催期間中に見込まれていた工事中断期間が短縮されたこと等に伴い経費が削減されたため、契約金額31億1,306万3,500円を30億9,637万4,300円に変更いたしましたので、ご報告するものでございます。

以上、ご説明をいたしました議案及び報告案件を、本日このあとご送付申し上げます。

よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

坂田副区長ありがとうございました。ご退席ください。

〔坂田副区長退席〕

○小野委員長 当委員会終了後、議案が送付されます。

（2）、予算特別委員会の設置について。

予算議案につきましては、全議員を委員とする予算特別委員会を設置して審査を行うこととし、詳細な予算調査は3つの分科会を設置して行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

（3）、議案の付託先について。付託先の確認です。

別紙にございます、令和6年第1回千代田区議会定例会提出予定案件。

議案。予算。1、令和5年度千代田区一般会計補正予算第5号。2、令和6年度千代田区一般会計予算。3、令和6年度千代田区国民健康保険事業会計予算。4、令和6年度千代田区介護保険特別会計予算。5、令和6年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算。以上5議案は、予算特別委員会。

条例。1、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。2、千代田区子ども・子育て支援事業基金条例の一部を改正する条例。3、千代田区手数料条例の一部を改正する条例。以上3議案は、企画総務委員会。

4、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例。5、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例。6、千代田区介護保険条例の一部を改正する条例。7、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例。8、千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例。

9、千代田区地区計画の……（発言する者あり）失礼いたしました。以上5議案は、文教福祉委員会。

9、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する

条例は、環境まちづくり委員会。

10、千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例は、文教福祉委員会。

契約。1、（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約については、企画総務委員会。

財産の取得。1、財産（建物）の取得については、企画総務委員会。

規約。1、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、文教福祉委員会。

報告。1、お茶の水橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件については、本会議で報告を受けます。

以上、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

（4）、会期・日程（案）について。

別紙のとおり、議長から第1回定例会の会期日程案が示されましたので、ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

（5）、委員会への特別職出席依頼について。

委員会の特別職への出席依頼につきましては、委員長から議長へその旨申し出ていただきますよう、お願いいたします。

（6）、会議録署名員について。

9番、私小野と、10番、池田とのり議員となりますので、よろしくお願いいたします。

（7）、発言通告の期限について。

代表、一般質問いずれも2月14日 水曜日、招集日の午後5時までといたします。また、質問の際にスクリーンを使用する場合は、パワーポイントデータを2月19日月曜日、午後5時までに事務局議事担当へ提出してください。

次に、日程3の陳情審査に入ります。

当委員会に送付された陳情は、新たに送付された陳情7件と、継続審査となっている陳情1件の、計8件です。

まず（1）、新たに送付された陳情のうち、①送付6-1、新たな都市計画審議会委員を選任することで千代田区議会の役割を果たすことを求める陳情。②送付6-2、長期欠席の都市計画審議会委員の状況確認及び適切な対応を行うことに関する陳情。こちらの審査については、2件一括で審査させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

陳情書の朗読は省略させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

こちらにつきましては、区議会の中で、都市計画審議会の委員は林則行議員を推薦することになりました。その旨を陳情者にお返しいたしますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

以上で、①送付6-1及び②送付6-2の都市計画審議会委員関連の陳情審査を終了いたします。

それでは次に、（１）、新たに送付された陳情のうち、③送付6-5、百条委員会の設置を求める陳情。④送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書。⑤送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っ決めてまちづくりの実現を求める陳情。⑥送付6-12、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情。⑦送付6-13、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書の審査に入ります。

この5件の陳情は関連するため、一括で審査させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

陳情書の朗読は省略させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、委員の皆様からご意見がありましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

○米田委員 陳情書をいただきました。

どれも重要な内容で、議会としても真相を質していかないといけないなと思っております。

ただ私は、今回のこの件に関して、100条調査は、今捜査の最中でもありますし、必要はないかなと思っております。ただし、真相の解明には努めなければならないということで、議会として、100条調査ではございませんけど、究明のための特別委員会、これの設置を求めたいと、私自身は思っておりますけど、いかがでしょうか。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

○小枝委員 私のほうは、100条委員会の設置を求める陳情というような内容の陳情が出ておりますので、捜査との関連性というところでは配慮すべきというふうには思っておりますけれども、強い調査権がなければこうした調査ができないというところも事実ありますので、そこはやり方で、捜査を見守りながら調査するということができると思っておりますので、100条委員会の設置ということ視野に入れていく必要があると思っております。冒頭からそうすべきか、あるいは段階的にそうすべきかということについては、相談が必要だというふうに思っております。いずれにしても、可及的速やかに公式の場をつくる必要があるというふうと考えております。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

○牛尾委員 私は、100条委員会というのは、議会の側が執行機関の執行内容、これを調査するというものであります。強制力もあります。米田委員がおっしゃったとおり、今捜査段階の中で、なかなか100条調査を行って証人を呼ぶというのは、なかなか困難な状況にあるということで、今その判断の時期ではないと思っておりますし、先ほど米田委員が提



案された特別委員会設置によって、議会としてしっかりと再発防止に向けた調査、そして再発防止の具体化を行っていくという方向が、今の段階では必要なんじゃないかというふうに私は思います。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○岩佐委員 今回このような、再発は絶対起こさせてはいけないということに対して、議会としては早急に対応していかななくてはならない。たぶん皆さん共通だと思います。

100条調査に関して言えば、やっぱり司法権との限界、そして検察との関係、警察との関係と、全部意識しながらやらなきゃいけない中で、一番、当事者の人はもう辞められている、そして逮捕もされているという中で、議会ができる調査としては、やはりどうしても制度そのものに対してしっかりと、行政機関だけではなくて議会側も含めて、しっかり見直すべきことは見直していかなきゃいけない。そういう意味では、100条という形にとらわれないで、まずは皆さんですぐにスタートできる会議体をつくっていくことが大事だと思っております。以上です。

○小野委員長 はい、様々ご意見出ましたけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

今、特別委員会の設置を求めるですとか、再発防止に取り組んで、いずれにしても何かしら公のところでしっかりと皆さんで開催をしていきながらやっていくということになりました。

この5件なんですけれども、本日の時点では、これから区議会として動きを止めずに対応していくこととなりますということを今確認できたと思えます。

引き続き継続審査とさせていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○大坂副委員長 当然、継続審査で構わないんですけれども、しっかりと特別委員会の設置というところまでは確認していただければいいのかなあと思えます。それが100条になるのか、98条でいいのか、その辺については動き出してからでも構わないんで、調査をしていくというところで、今日のところは継続はしますけれども、特別委員会をしっかりと設置をして、その中で議論を進めていくというところまでの確認をお願いしたいと思います。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、いろんなご意見あるんですけれども、特別委員会の設置というところで明確にご提案も来ましたので、これを設置していくということで準備を進めていくというのでいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、以上で③の送付6-5から⑦の送付6-13まで、5件の陳情審査についてを終了いたします。

次に、継続審査となっております、⑧送付5-51、千代田区議会議員の定数・報酬・

政務活動費の削減を求める陳情の審査に入ります。

本件陳情につきましては、昨年12月11日の当委員会で資料を配付して以来となっています。この間、署名者も増えている状況です。

本日の時点で、委員の皆様からご意見はございますでしょうか。

○春山委員 この陳情審査をするにあたって、資料要求をお願いしたいと思います。

現在の他区の議員定数削減の状況についての資料をいただきたいと思います。

区議1人当たりの人口、選挙人名簿登録者数、そして他区の前回の議員定数削減の状況、その削減した人数。現在検討されている区もあると聞いているので、その現在の進行中の状況等の一覧表をいただければと思います。

○小野委員長 はい、ただいま資料要求がありました。

事務局いかがでしょうか。

○小川区議会事務局長 ご趣旨の資料につきましては、要求者と調整をしたうえでご用意をさせていただきたいと思います。

○小野委員長 はい、それでは早めに用意していただきますので、用意でき次第、またこちらの委員会でということをお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。この件について。

○白川委員 今、議員を減らすとか、報酬を減らすというのが善みたいな感じになっていますが、実際、千代田区の生活水準っていうんですかね、平均収入みたいなものを考えると、今の報酬が高いとは決して言えないと思います。というのが、自分の報酬を上げたいとか、そういうふうなのは別として、人材を集めるためには、報酬を下げることによってやはり質は低下するだろうというふうに思います。

前に、職員の収入の削減の案が出ましたけれども、それも同じように、もし千代田区が一番低い収入になってしまえば、当然公務員志望の人は、まず千代田区を当然省くわけですよね。それと、優秀な人間が千代田区の採用試験を受けなくなってしまうと。その結果、千代田区の職員の質が下がって、結局は行政のサービスのレベルが下がってしまうと。同じようなことが言えるので、まず、削減がいいか悪いかというのは、削減することが善みたいな前提というのは、私は止めるべきだと思います。

○小野委員長 はい、ご意見ありがとうございます。

今、報酬の件だったと思うんですけれども、ちょっとこちらもご意見がありました。

引き続き、手が挙がっていましたので、岩佐委員。

○岩佐委員 すみません。私も資料をお願いしたくて手を挙げたんですけれども。

先ほど春山委員のほうから、23区の状況ということだったんですけれども、23区の職員の数も併せて調べていただけたらと思います。

○小野委員長 はい。

こちらについて、事務局いかがでしょう。

○小川区議会事務局長 はい、ご用意させていただきたいと思います。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

こちら準備でき次第ということで。

○牛尾委員 この陳情審査の論点というのは、ちょっとまとめたほうが良いと思うんですよ。報酬については、特別職の報酬審議会で議論されていると。で、政務活動費において

も、交付額等審査会で、どれが適正化というのが議論されていると。そうすると、この議運の中で審査すべきは、定数の問題なのかなと思うんで、これに集中した審査というのが必要なんじゃないかと思います。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

○米田委員 今のはまさにそのとおりかなと思いますんで。

で、ひょっとしたらいただいていたかもわかんないですけど、以前25名に定数削減した年と、その時の人口。この時の資料、いただいていたら大変申し訳ないんですけど、いただけていなかったら、ぜひいただきたいなと思います。

○小野委員長 はい、いかがでしょうか。

○小川区議会事務局長 はい、25名に定数を変更した際の資料につきましては、確認のうえ、準備をする方向で検討させていただきたいと思います。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

○小枝委員 800億の年間予算というものをチェックするという意味で、議会の費目というのは、だいたい今、6億か7億なんだろうかな。その、1パーセント以下なんですけども、本当に数を減らすとか、そういう、あるべきはやはり議会改革だと思うんですね。議会が二元代表としてしっかりと活動できなければ、それが6億であれ、1億であれ、無駄になってしまうわけなので、本当は、こういった事件が起きていなければ、私はこういった陳情を議会改革特別委員会という形をつくって、その器に入れていくということが一番いいんじゃないかというふうに思っていた次第なんですけど、いくつもそんなものはできませんので、そういう意味では、何というんでしょう、10年でもいいんで、年間予算に対する議会費の推移というものをみていく必要があるだろうというふうに思っています。

その予算として、だいたい1パーセントとか言われていたと思うんですね。で、そこがしっかりと機能することによって、800億の一般財源が区民の幸せのために使われているのかどうかということにもなるので。本当は数字の問題じゃない、人数の問題じゃない、政務活動費をもらわなきゃいいという問題でもないと思っていて、むしろ政務活動費を十分もらうべきだと思っていて、広げちゃいけないと思いますので、今の段階では資料要求ということをお願いをいたしたいと思います。

○小川区議会事務局長 はい、資料のほうご用意させていただきたいと思います。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

たくさん資料の要求が出て来ましたが、先ほどこの議会運営委員会の中で三点、定数、報酬、政務活動費というものがある中で、論点を絞るべきではないかというご意見がありました。

今、予算というところも出てきたんですけども、基本的には第三者に報酬と政務活動費というところが委ねられているという側面もありますので、今後この議会運営委員会に陳情が送付されている以上は、この中でやりますけれども、一応、定数というところが主なものになってくるのかなあとと思いますけれども、そのあたりについては、皆様いかがですか。（発言する者あり）議会のあり方とか、議会改革とか、そのあたりのところもちろんだら、本当は全体の中の一つでのことではあると思うんですけどもね。（発言する者あり）はい、承知いたしました。

まずは今回、いろいろな資料要求があったので、またそういった資料が出て来ることで

令和6年2月7日 議会運営委員会（未定稿）

議論が活発になると思いますので、引き続きお願いいたします。

それでは、本件陳情につきましても、継続審査とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

以上で、⑧送付5-51の陳情審査を終了し、日程3の陳情審査を終了いたします。

4、委員派遣について。

別紙のとおり、企画総務委員長からの委員会行政調査実施のための委員派遣承認要求があり、議長がこれを承認しましたので、報告いたします。

その他です。何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

一点だけ、皆様にご案内です。

本委員会の議事録を早めにとということで、以前ご意見をいただいていたので、こちら、未定稿で皆様に早めに公開する準備というのが、事務局で整っております。ということで、今日をもちまして皆様にご承認いただければ、次回から議会運営委員会の議事録を早めに未定稿で公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

6、次回議会運営委員会の開会日時について。

2月13日火曜日、午前10時30分から開会いたします。

以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後5時53分閉会